

株式会社セレマに対する中途解約手数料の返金請求をお考えの方へ

2011年12月13日、京都地方裁判所は、株式会社セレマの用いている冠婚葬祭互助会の中途解約手数料条項の一部につき消費者契約法9条1号により無効であるとの判決をし、当ネットワークが消費者団体訴訟制度に基づき請求していた同条項の使用差止を認め、個別の消費者からの返金請求も認めました。この判決は1審判決であり、まだ確定したものではありません。個別の消費者の方の請求については、当ネットワーク所属の弁護士らが弁護団を結成し、個別の消費者の方からの委任を受けて訴訟をしていたものです。

個別の消費者の方で株式会社セレマに対し中途解約手数料の返金請求をお考えの方がいらっしゃると思いますが、弁護団では、現時点では多数の消費者の方の返金請求を受任できる体制にありません。中途解約金条項が無効であることが確定した際には、改めて当ネットワークと弁護団で共同して、個別消費者の方の株式会社セレマに対する返金請求についてご案内したいと思っております。現時点では、この件に関するお問い合わせ等には個別対応いたしかねますのでご理解願います。

なお、上記の判決は当ネットワークのHPに掲載してあります。

※なおこの件について対象となる方は、消費者契約法が施行された2001年(平成13年)4月1日以降に契約された方となります。ご注意ください。

2011年12月14日 京都消費者契約ネットワーク